

## 「熊本県国土強靱化地域計画」(素案)に関する御意見の概要及び県の考え方について

NO	御意見・御提案の概要	県の考え方	取扱
1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 (学校の災害対応の機能向上)			
1	児童・生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成することについて賛同する。	御賛同いただきありがとうございます。 児童・生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するため、学校の防災教育及び防災管理の充実を図るための取組みを推進して参ります。	その他
2	本協会(一般社団法人日本損害保険協会)は児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成する「ぼうさい探検隊」という育成プログラムを長年実施している。当該プログラムも参考に、より実践的な防災教育を推進していただきたい。	貴協会の「小学校のぼうさい探検隊マップコンクール」については、極めて有益な取組みであることから、例年各公立小学校等へ周知しております。 いただいた御意見も参考にしながら、より実践的な防災教育を推進できるよう取り組んで参ります。	参考
1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 (事前予測が可能な災害への対応)			
3	住民一人ひとりの避難行動を時系列に明確にした熊本県版タイムラインの普及について賛同する。	御賛同いただきありがとうございます。 「自分の命は自分で守る」意識を醸成し、確実かつ早期の避難を推進するため、市町村と連携し、マイタイムラインの普及に取り組んで参ります。	その他
2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 (生活水の確保)			
4	大規模災害時は停電も考慮する必要があるが、近隣にある井戸は、電動ポンプ方式のため非常用電源の備えがない場合には使用できない。 このため、非常用電源を備えた防災井戸の設置が好ましい。 なお、防災井戸は、手動で地下50mまで汲み上げ可能であり、電源があれば水中ポンプとの併用も可能となり、生活水の確保が十分可能。	非常用電源を備えることは非常に有効です。ただ、費用等、設置主体の御判断もあることから、手押しポンプ式の防災井戸も含めて設置の促進を図りたいと考えます。 御意見につきましては、生活水の確保の取組みを進めていく上で参考とさせていただきます。	参考
5	災害時などに、バケツによるプールからの取水が考えられるが、高齢者や子供が安全に汲めないのではないか。 このため、高齢者や子供が容易かつ安全に使用可能な防災井戸の設置が好ましい。	災害時を想定し、防災井戸、学校のプールと、活用できるものは種類を問わず活用しようとする趣旨であり、安全性を考慮した上で活用することを想定しています。 御意見につきましては、生活水の確保の取組みを進めていく上で参考とさせていただきます。	参考
6	新型コロナウイルスの感染症対策として手洗いが大切だが、プールのたまり水での手洗いでは、感染予防できないのではないかと。 防災井戸は地下水を利用しており、プールのたまり水に比べてきれいであり、取水量もほぼ無限。 また、トイレの汚物洗浄以外の生活水・感染予防の手洗い等の用途にも利用可能。 以上の理由から防災井戸の設置が好ましい。	使用目的に応じ、井戸水、プールの水を使い分けることで、災害時の水の確保を図ることを考えております。御指摘のとおり、感染予防については井戸水の活用が望ましいと考えます。なお、地下水は限りある中、採取は適正に行う必要があります。 御意見につきましては、生活水の確保の取組みを進めていく上で参考とさせていただきます。	参考
7	マンホールトイレについては、避難所とプールが離れている場合、又はプールがない場合は設置できない。 このため、防災井戸をマンホールトイレに隣接して設置することが好ましい。	御意見につきましては、災害時の生活水を確保する手段として参考とさせていただきます。	参考
8	プール等のたまり水は、枯葉や不純物が混入しているためトイレに使用した場合、故障の原因になるため、防災井戸の設置が好ましい。	御意見につきましては、災害時の生活水を確保する手段として参考とさせていただきます。	参考

# 「熊本県国土強靱化地域計画」(素案)に関する御意見の概要及び県の考え方について

NO	御意見・御提案の概要	県の考え方	取扱
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下			
9	サプライチェーンの寸断等から早期に復興できるよう県内事業者の事業継続計画(BCP)策定を促進することに賛同する。	御賛同いただきありがとうございます。 引き続き、県内事業者の事業継続計画(BCP)策定を促進して参ります。	その他
10	小規模事業者の自然災害等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援するため、より多くの事業者が「事業継続力強化支援計画」を策定するように更なる支援・普及をお願いしたい。	御意見を踏まえ、「第5章 推進方針」等の(5-1)他に事業継続力強化計画を加えて記述しました。 ※御意見にある「業務継続力強化支援計画」は商工会等が策定するもののため、事業者が策定する「事業継続力強化計画」を記載します。	一部反映
7-7 火山噴火による地域社会への甚大な影響			
11	火山噴火による地域社会への甚大な影響を回避するため「阿蘇山噴火時の避難体制の整備」、「登山者情報の把握の推進」、「災害対応業務の標準化・共有化」、「防災訓練の実施」及び「降灰対策の推進」の施策に賛同する。	御賛同いただきありがとうございます。 今後も引き続き、火山噴火に対する対策を講じて参ります。	その他
12	中規模噴火における降灰後の土石流及び大規模噴火における溶岩流が住宅地まで押し寄せることが推定されるため、(7-7)においても、(8-3)に記載の(地震保険加入率の向上)を掲載し、更なる地震保険の加入促進を図っていただきたい。	「第5章 推進方針」の(8-3)に地震保険などすべての自然災害を対象とした保険等への加入促進について記載しております。御意見を踏まえ、県広報等を活用し、県民への周知に引き続き取り組んで参ります。	参考
8-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態			
13	災害対策先進県として、「被災者の生活再建が大幅に遅れる事態」に対する「強靱化の推進方針」を強く打ち出すべき。	本計画では、熊本地震や令和2年7月豪雨等の災害から得られた教訓等を踏まえた上で、本県における国土強靱化の取組みを更に推進していくこととしています。 その中で「被災者の生活再建が大幅に遅れる事態」を記載しているところであり、引き続き、熊本地震や令和2年7月豪雨等の経験を生かした推進方針に取り組んで参ります。	参考
14	被災住民の財産(特に住宅)へのリスク軽減(例:災害に備える住宅)及びリスクファイナンス(例:火災保険や地震保険)等の自助に関する推進方針を御提示いただきたい。	御意見のとおり、地震など自然災害への備えとして保険加入の促進は重要と考えています。 推進方針は県の施策を示すもののため、県の取組みを通して自助の取組みを推進して参ります。 御意見につきましては、自然災害に係る保険加入促進の取組みの参考とさせていただきます。	参考
15	計画改定において、令和2年7月豪雨災害などを踏まえ、地震以外の自然災害に備えた適切な保険等への加入促進まで踏み込まれていることを評価する。	御賛同いただきありがとうございます。 御意見につきましては、地震保険など自然災害を対象とした保険への加入促進の取組みの参考とさせていただきます。	その他
16	推進方針等では、「地震保険加入率の向上」や「地震保険など自然災害に備えた適切な保険」との記載になっており、地震以外の自然災害にも備えるという県の意図が読み取り難いため、「自然災害(地震・水害等)を補償する保険や共済」等の表記とした方がより分かりやすいのではないかと。	御意見を踏まえ、「第5章 推進方針」等の(8-3)他のタイトルについて、「(地震保険加入率の向上)」から「(自然災害に備えた適切な保険等の加入促進等)」に変更します。	一部反映
17	第1章「基本的な考え方」のP4にもあるように、自助・共助及び公助の適切な組み合わせを考えると、地震保険の更なる普及が必要と考えており、災害対策先進県として地震保険の世帯加入率を重要業績指標として導入することを検討いただきたい。	御意見のとおり、地震保険など自然災害を対象とした保険への加入促進は重要と考えております。 重要業績指標は県の施策に係る進捗管理を行うものであり、御意見につきましては、自然災害に係る保険加入促進の取組みの参考とさせていただきます。	参考

## 「熊本県国土強靱化地域計画」(素案)に関する御意見の概要及び県の考え方について

NO	御意見・御提案の概要	県の考え方	取扱
8-7 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下			
18	P77(地震保険加入率の向上)について、店舗併用住宅は地震保険の補償対象となることから、地震保険等の自然災害に備えた適切な保険等への加入促進に関して賛同する。	御賛同いただきありがとうございます。 地震保険など自然災害を対象とした保険への加入促進については、自助による平時の取組み(事前の備え)として重要であると考えており、県広報等を活用し、県民への周知に取り組んで参ります。	その他
19	事業用施設・設備に対しても、地震や洪水等の自然災害に見舞われるリスクがあることから、県民が安らかに住み、働く環境を確保する観点から事業者向けのリスク軽減策(耐震化・止水板の設置等)や代表的なリスクファイナンス手法である自然災害を補償する保険の普及促進を図るべきと考える。 特に、耐震化・止水板の設置等の普及に際しては、P55(事業者におけるBCP策定促進)を通じて、事業継続計画(BCP)を具現化することで実現されるものと考えており、商工労働部を中心に検討いただけると効果的と考える。	御意見につきましては、「第5章 推進方針」の(5-1)に記載しているBCP策定促進を進めていく上で参考とさせていただきます。	参考